

「第5期島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり基本計画」に基づく進行管理表（事業実施状況表）

5 犯罪被害者等への支援の推進

施策	事業	具体的な取組内容	R3実績	担当課
(1) 犯罪被害者等に対する理解の増進	ア 各種媒体を活用した広報・啓発	県民等の理解の増進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●県・県警ホームページやイベント等を活用した、犯罪被害者等がおかれている状況や犯罪被害者等の人権擁護の重要性等に関する広報・啓発活動を行った。(環境生活総務課、広報県民課)</li> <li>●各種会合、イベント等におけるパネル展示やチラシ等配布による広報を行った。(環境生活総務課)</li> <li>●「しまね人権フェスティバル」において広報を行うこととしていたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため「しまね人権フェスティバル」が中止となり、実績なし(人権同和对策課)</li> <li>●イベント等におけるパネル展示やチラシ配布等による広報を行った。(広報県民課)</li> <li>●県警ホームページにおいて各種被害者支援施策の情報提供を行った。(広報県民課)</li> <li>●ケーブルテレビや電光掲示板を活用した広報を行った。(広報県民課)</li> <li>●新聞、情報誌等へ啓発記事を掲載した。(広報県民課)</li> </ul>	環境生活総務課 人権同和对策課 広報県民課
	イ 犯罪被害者週間における広報・啓発	犯罪被害者週間の浸透と定着化	<ul style="list-style-type: none"> <li>●11月25日から12月9日までの間、いきいきプラザ島根において、「犯罪被害者パネル展」を開催し、来訪者に対し、犯罪被害者等支援に関する理解を深めた。(担当2課)</li> <li>●街頭におけるキャンペーンなど、広報啓発活動を集中的に行った。(広報県民課)</li> <li>○街頭啓発活動 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 11/25 イオン松江店においてチラシ配布</li> <li>ラピタ平田店、大鍋フェスタ(浜田)、浜田市役所、江津市役所、海士町産業文化祭等におけるチラシ配布</li> </ul> </li> <li>○広報パネルの展示 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 11/12 イオンタウン大田</li> <li>・ 11/13～11/14 知夫村どっさりまつり</li> <li>・ 11/19 浜田市役所</li> <li>・ 11/19～11/21 海士町産業文化祭</li> <li>・ 11/25 イオン松江店</li> <li>・ 11/25 江津市役所</li> <li>・ 11月中 出雲警察署、浜田警察署、益田警察署、隠岐の島警察署 等</li> </ul> </li> </ul>	環境生活総務課 広報県民課
	ウ 講演会等の開催	犯罪被害者等の声を聴く取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>●11月6日、委託事業により、被害者遺族である加藤裕司氏による講演を行った。(環境生活総務課)</li> <li>●民間支援団体との協働による「命の大切さを学ぶ教室」を開催した。(広報県民課) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 15校において開催(高校3校、中学校10校)</li> <li>・ 警察庁主催の「大切な命を守る全国中学・高校生作文コンクール」へ中学生の部115点、高校生の部407点を応募し、うち1作品が警察庁犯罪被害者支援室長賞を受賞した。</li> </ul> </li> </ul>	環境生活総務課 教育指導課 広報県民課
(2)	ア 経済的負担の軽減	各種制度の有効活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>●司法解剖後における遺体修復及び遺体搬送に要する経費、診断書料及び初回診療料等に要する経費の負担軽減を図った。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 身体犯被害者に対する診断書料等の公費負担 13件</li> <li>・ 性犯罪被害者に対する診断書料等の公費負担 0件</li> <li>・ 身体犯被害者に対する初回診療料等の公費負担 10件</li> <li>・ 性犯罪被害者に対する初回診療料等の公費負担 3件</li> <li>・ 遺体搬送料の公費負担 0件</li> <li>・ 遺体修復料の公費負担 0件</li> </ul> </li> </ul>	広報県民課
		被害直後の居住の安定	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自宅が事件現場となるなど犯罪被害者等が居住困難となった場合や犯罪被害者等が加害者又はその関係者から危害を加えられる恐れがある場合などにおけるホテル等宿泊施設の確保を図った。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 犯罪被害者等の一時避難場所宿泊料の公費負担 2件</li> </ul> </li> </ul>	広報県民課
		県営住宅への優先入居	<ul style="list-style-type: none"> <li>●犯罪被害者等を優先入居(当選率の優遇)の対象者としている。 <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 優先入居対象者～高齢者、障がい者、ひとり親、生活保護、DV被害者、犯罪被害者等</li> </ul> </li> </ul> <p>(R3年度における犯罪被害者等の入居申込み1件あり)</p>	建築住宅課

「第5期島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり基本計画」に基づく進行管理表（事業実施状況表）

5 犯罪被害者等への支援の推進

施策	事業	具体的な取組内容	R3実績	担当課
犯罪被害者等に対する支援	イ 精神的負担の軽減	犯罪被害者等の安全確保	●被害者支援用防犯ブザー付き携帯電話を各警察署に配置し、活用した。	広報県民課
		捜査過程における二次的被害の防止・軽減	●部内カウンセラー、部外カウンセラーによる犯罪被害者等に対するカウンセリング支援を実施した。 ・ カウンセリング支援実施件数 7人13回 ●犯罪被害者に対する精神科医等による診療支援を実施した。 ・ 精神科医等診療支援実施件数 2人6回 ●被害者支援専科等において警察職員に対する教養を実施した。	広報県民課
	ウ 支援情報の提供	犯罪被害者支援のための制度や内容の情報提供	●犯罪被害者等の相談窓口を掲載した「各種相談窓口のご案内」リーフレットを1,000部作成し、関係機関に送付するとともに関係イベントで配布した。(環境生活総務課) ●犯罪被害者等に交付するパンフレット等を県・県警ホームページにおいて情報提供を行った。(環境生活総務課、広報県民課) ●「しまね人権フェスティバル」において広報を行うこととしていたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため「しまね人権フェスティバル」が中止となり、実績なし(人権同和対策課) ●ラジオスポット広報や県政情報コーナーへの配架により、相談窓口や支援メニューの周知を図った。(青少年家庭課) ●「女性に対する暴力をなくす運動」期間において、新聞掲載やDV防止啓発チラシを関係機関やコンビニに設置し、相談窓口や支援メニューの周知を図った。※街頭啓発は、新型コロナウイルス感染拡大予防のため中止。(青少年家庭課) ●各種イベント等におけるパネル展やチラシ等配布による広報を行った。(広報県民課)	環境生活総務課 人権同和対策課 青少年家庭課 広報県民課
		刑事手続や各種被害者支援施策に関する情報提供	●犯罪被害者等の相談窓口を掲載した「各種相談窓口のご案内」リーフレットを1,000部作成し、関係機関に送付するとともに関係イベントで配布した。(環境生活総務課) ●「被害者の手引」等を活用し、情報提供を行った。(広報県民課)	環境生活総務課 広報県民課
(3) 支援のための体制整備	ア 民間団体に対する支援	民間団体の活動基盤の充実	●(公社)島根被害者サポートセンターに対して、広報啓発業務を委託した。(環境生活総務課) ●民間支援団体が行う支援員養成講座への講師派遣などの人材育成に対する支援を行った。(広報県民課)	環境生活総務課 人権同和対策課 広報県民課
		民間団体の活動等の広報	●犯罪被害者等の置かれた状況やそれを踏まえた施策実施の重要性、犯罪被害者等の支援を行う民間団体の意義や活動について広報を行った。(担当2課) ●民間団体主催の被害者支援講演会への後援と広報を行った。(担当2課) ・被害者支援講演会 11/6 加藤裕司氏 ●各種会合、イベント等におけるパネル展示やチラシ等配布による広報を行った。(担当2課) ●イベント等において犯罪被害者等の置かれた状況やそれを踏まえた施策実施の重要性、犯罪被害者等の支援を行う民間支援団体の意義や活動について広報を行った。(広報県民課)	環境生活総務課 広報県民課
	イ 関係機関・団体との連携推進	関係機関・団体との間における活動内容に関する情報共有	●犯罪被害者等が必要な場所で適切な支援を受けることができるよう、途切れることのない支援を実施するため連携を促進した。(担当2課) ●被害者等が被害状況等を繰り返し説明することによる精神的負担の軽減を図るため、情報提供制度に基づき、島根被害者サポートセンターに対して、被害者等の情報を提供し、連携した支援を行った。(広報県民課) ●島根県被害者支援連絡協議会会員間におけるネットワークの構築を行った。(広報県民課)	環境生活総務課 広報県民課
		総合的な被害者支援の実施	●県の見舞金制度の導入に向けて、必要な協力を行った。 ●島根県被害者支援連絡協議会及び地域単位の被害者支援ネットワークを開催し、被害者支援のための制度等に関する情報交換や会員間の連携を図った。 ●島根県被害者支援連絡協議会において、書面によるシュミレーション訓練を行い、支援体制の構築を図った。	広報県民課

「第5期島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり基本計画」に基づく進行管理表（事業実施状況表）

5 犯罪被害者等への支援の推進

施策	事業	具体的な取組内容	R3実績	担当課
	ウ 相談窓口の充実・周知	各相談窓口の充実・周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>●犯罪被害者等の相談窓口を掲載した「各種相談窓口のご案内」リーフレットを1,000部作成し、関係機関に送付するとともに関係イベントで配布した。（環境生活総務課）</li> <li>●「人権相談ダイヤル」について、人権啓発推進センター広報誌「りっぶる」に掲載し、市町村・団体・病院等へ配布し周知した。（人権同和対策課）</li> <li>●ラジオスポット広報や新聞掲載により、DVや性暴力相談窓口の周知を行った。（青少年家庭課）</li> <li>●県政情報コーナーに「性暴力被害者支援センターたんぼぼ」、「デートDV」のリーフレットを設置し、相談窓口の周知を図った。（青少年家庭課）</li> <li>●「女性に対する暴力をなくす運動」期間において、新聞掲載やDV防止啓発チラシを関係機関やコンビニに設置し、相談窓口の周知を図った。※街頭啓発は、新型コロナウイルス感染拡大予防のため中止。（青少年家庭課）</li> <li>●県警ホームページやイベント時のチラシ等配布により、相談窓口の周知を図った。（広報県民課）</li> </ul>	環境生活総務課 人権同和対策課 青少年家庭課 広報県民課